



## 愛媛県消費生活センターからお知らせ

### 平成30年7月豪雨災害に関連する 消費生活相談を受け付けています

平成30年7月豪雨による災害で被災された皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

大規模災害が発生すると、災害に便乗した悪質商法による消費者被害が多発します。

被災された方の住宅の修理工事などに関するトラブルに加えて、義援金などに関するトラブルも発生します。

困ったときやトラブルが生じた場合は消費生活相談窓口にご相談ください。

## 悪質商法にご注意ください！！

過去の災害時には次のような悪質商法が発生しています。

「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。

### アドバイス

工事を勧められても、すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取り、家族と相談してから慎重に検討しましょう。特に高齢者は、業者から強く言われると了承してしまいがちです。家族や周囲の人は、本人や住まいの変化に注意しましょう。

電力会社などを名乗り「災害後の点検」と言って訪問し、災害による修理と称して高額な料金を請求する。

## アドバイス

知らない人が訪問してきたら用件を確認し、不審な場合は絶対に家の中に入れてないようにしましょう。

「損害保険等による保険金を利用できる」と保険金申請の手続き代行から工事まで請け負うという契約をさせて、高額な手数料や解約料を請求する。

## アドバイス

損害保険等の保険金を利用した工事を検討する場合は、まず自分で保険会社に相談してください。

市役所を名乗り、義援金を募っていると電話があった。

## アドバイス

公的機関が電話などで義援金を求めることはありません。公的機関から連絡があった場合は、まずは当該機関に確認してください。寄付する場合は、募っている団体などの活動状況や用途をよく確認するようにしましょう。

### 愛媛県消費生活センター

089-925-3700 FAX 089-946-5539

受付時間／月・火・木・金 9:00~17:00 水 9:00~19:00

(祝日・年末年始を除く)

消費者ホットライン 188 (いやや)

※お近くの消費生活相談窓口につながります

※「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」での相談受付は9月12日(水)で終了しました。